

【例】〇〇〇〇設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、「測量・設計・調査業務委託標準仕様書(新潟県土木部)」(以下、「標準仕様書」という。)のほか、魚沼市委託契約条項(令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。)及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

※標準仕様書がある場合は、標準仕様によるものとし省略してもよいが、業務計画書が提出されていないケースが多いため、当面は業務計画書の項目は記載する。

※標準仕様書がない場合は、下線部を削除する。

1 業務目的

本業務は、~~~~~設計を実施するものである。~~~~~を目的とする。

2 業務内容

委託番号:〇〇第〇号

業務名:〇〇〇〇設計業務委託

履行期間:〇〇日間(または契約締結の日から令和〇年〇月〇日)

履行地点:魚沼市〇〇地内(別添位置図のとおり)

3 業務項目

3.1 〇〇設計

(1) 〇〇予備設計

(2) 〇〇詳細設計

(3) 〇〇対策調査

※標準仕様書に合致する項目があることに加え、特筆する内容がない場合は、項目のみの記載とし、詳細な内容を省略してもよい。

※合致する項目がない場合又は特筆する内容がある場合は、詳細な内容を記載する。

3.2 打合せ協議

・業務着手時

・中間時 〇回(うち〇回は~協議) ※外部機関との協議予定がある場合は内容を記載する。

※総括監督員立会いのもと、成果品の内容・項目等について中間時の確認をすること。

・成果品納品時

4 業務にあたっての留意事項

留意事項(業務委託内容に合わせ記載)

5 業務実績情報システム(テクリス) ※設計業務以外は項目を削除する

契約金額が100万円以上の業務は、業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了の業務実績情報を作成し、監督員の確認を受けたうえで登録を行うこと。

※その他に設計の仕様等があれば記載する。

(例) 4.1 工法選定

工法の比較検討を行い、選定理由を明確にすること。

6 一括再委託等の禁止（委託契約条項第3条）

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

7 監理技術者等（委託契約条項第6条の2）

建設工事に係る測量、調査、設計業務等において受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者へ通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

※必要がない場合は、項目を削除する。

※各技術者について、資格要件等があれば記載する。

8 照査技術者（委託契約条項第7条）

建設工事に係る測量、調査、設計業務等において受注者は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者へ通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

※照査技術者を配置しない業務でも、社内検査の実施をしなければならない旨を記載する。

9 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

※契約変更に影響する内容は、変更に至った経緯を打合せ簿に必ず記載する。

10 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1)業務概要
- (2)実施方針
- (3)業務工程
- (4)業務組織計画
- (5)打合せ計画
- (6)成果物の品質を確保するための計画
- (7)成果物の内容、部数
- (8)使用する主な図書及び基準
- (9)連絡体制(緊急時含む)
- (10)使用する主な機器
- (11)その他

※項目は必要に応じて加除する。

11 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

※発注時に貸与資料が定まっている場合は、そのリストを記載する。

12 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

13 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

14 土地の立ち入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立ち入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

15 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

成果品の納品は下記のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|------------------|
| (1) 報告書 | 2部 (A4版) | (2) 図面 | 2部 |
| (3) 図面縮小版 | 2部 | (4) 電子データ | 2部 (図面はSFC形式とする) |
| (5) 照査報告書 | 1部 | | |

※必要に応じて部数を変更する。

※設計内容が多岐に渡る場合は、必要に応じて報告書概要版等を追加する。

16 業務内容の変更（委託契約条項第9条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

17 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けずに他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

18 検査及び引渡し(委託契約条項第13条)

受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

19 契約不適合責任等(委託契約条項第16条)

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

20 秘密の保持(委託契約条項第19条)

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

21 個人情報の保護(委託契約条項第20条)

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」遵守しなければならない。

22 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

23 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

24 新技術の活用について

受注者は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「Made in 新潟」等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

25 契約外の事項(委託契約条項第21条)

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

※項目は必要に応じて加除する。

※建設コンサルに類する業務において記載例にないものは、下記の標準仕様書等を参考に記載する。

- ・新潟県土木部「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」
- ・国土交通省「土木設計業務等共通仕様書」
- ・国土交通省「地質調査業務共通仕様書」
- ・国土交通省「測量業務共通仕様書」
- ・国土交通省「公共建築設計業務委託共通仕様書」
- ・国土交通省「建築工事監理業務委託共通仕様書」

※保守に類する業務においては、下記の共通仕様書等を参考に記載する。

- ・国土交通省「建築保全業務共通仕様書」
- ・国土交通省「電気通信施設設計業務共通仕様書」
- ・国土交通省「電気通信施設保守業務共通仕様書」
- ・国土交通省「電気通信施設点検業務仕様書」

※感染症の流行時には“感染防止対策”について記載する。